

平成28年第3回広尾町議会臨時会 第1号

平成28年5月18日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 報告第 3号 専決処分の報告について
- 8 報告第 4号 専決処分の報告について
- 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 12 同意第 1号 広尾町副町長の選任について
- 13 同意第 2号 広尾町監査委員の選任について
- 14 議案第47号 平成28年度広尾町一般会計補正予算(第2号)について
- 15 議案第48号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 16 議案第49号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について

○出席議員(13名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |
| 9番 小田 英勝 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	野	田	利
会	計	堂	場	彦
兼	出	堂	場	彦
総	務	鈴	木	俊
併	総	西	内	努
併	務	折	笠	和
併	課	山	岸	一
企	課	長	田	弘
税	課	田	中	章
税	長	平		則
住	補	齊	藤	津
保	長	大	林	勝
健	課	菅	原	樹
地	長	佐	藤	清
域	支	厚	谷	幸
包	援	厚	谷	幸
括	セ	西	脇	秀
支	ン	金	井	秀
援	タ	金	井	秀
セ	ー	雄	谷	幸
ン	長	道		淳
タ	長	北	藤	盛
ー	長	小	川	浩
所	長	小	川	浩
長	長	道	端	隆
兼	長	今	井	啓
養	長			
護	長			
老	長			
人	長			
ホ	長			
ム	長			
所	長			
長	次			
兼	長			
養	長			
護	長			
老	長			
人	長			
ホ	長			
ム	長			
次	長			
長				
農	長			
林	長			
兼	長			
町	長			
営	長			
牧	長			
場	長			
兼	長			
水	長			
産	長			
商	長			
工	長			
観	長			
光	長			
課	長			
建	長			
設	長			
課	長			
建	長			
設	長			
課	長			
上	長			
下	長			
水	長			
道	長			
課	長			
兼	長			
下	長			
水	長			
終	長			
末	長			
処	長			
理	長			
セ	長			
ン	長			
タ	長			
ー	長			
長				
港	長			
湾	長			
課	長			
兼	長			
国	長			
保	長			
病	長			
院	長			
事	長			
務	長			

〈 教 育 委 員 会 〉

教	育	長	笹	原	博
管	理	長	澤	田	佳
兼	学	長	澤	田	佳
学	校	長	松	田	哲
給	食	長	道		尚
セ	ン	長	保	志	
ン	タ	長	保	志	
ー	長	補			
所	長	佐			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			
タ	長	長			
ー	長	長			
所	長	長			
長	長	長			
兼	長	長			
学	長	長			
校	長	長			
給	長	長			
食	長	長			
セ	長	長			
ン	長	長			

兼 海 洋 博 物 館 長 保 志 悟
函 書 館 長 補 佐 奥 村 京 子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長 宮 脇 昭 道
併 書 記 長 鈴 木 孝 俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員 大 林 忠
併 書 記 長 菅 原 康 博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫
併 書 記 長 鈴 木 孝 俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 新 海 敏 春
事 務 局 長 早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 康 博
総 務 係 長 鎌 田 慎
総 務 係 主 事 林 菜 々 美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成28年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認6件、報告2件、同意2件、議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長。

1、町長（村瀬） 第3回広尾町議会臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、人事異動についてであります。4月1日付で人事異動を行いましたので、報告をいたします。
異動件数は83件であります。昇格者は課長補佐職から課長職へ4人、係から係長職へ1人であり

ます。新規採用職員は14人で、一般行政職が12人、保育士が1人、理学療法士が1人であります。

次に、職員数であります。平成28年4月1日現在203人であり、昨年4月1日の職員数と比較して6人の増となっております。役職別では医師4人、課長職18人、補佐職12人、係長職54人、係114人、準職員1人であります。異動後の機構につきましては、資料の1から2ページの機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認願います。

次に、2点目の平成28年4月18日発生 of 暴風に係る被害状況についてであります。4月17日深夜から18日未明にかけて発生した暴風に係る被害状況について報告いたします。

急速に発達した低気圧が本町を通過し、午前1時37分に最大瞬間風速41.5メートルを記録しました。町では消防、消防団、警察などの関係機関へ協力要請をするなど、対応を行ったところであります。

また、強風による倒木が原因で17日午後11時56分に停電となり、復旧は18日午前9時14分でありました。自然災害による停電であります。昨年10月にも暴風による長時間の停電があり、町民への不安、各産業への影響が多いため、改めて北海道電力株式会社に対して、送電線近傍の樹木の伐採許可拡大を要望したものであります。

記録的な暴風の影響により多数の倒木被害が発生し、町道の各所において交通障害を引き起こしており、道路利用者の安全を確保するため、広尾町地域防災計画に基づき自衛隊の派遣要請を行い、倒木処理を依頼したところであります。

また、この暴風により多数の倒木や一般住宅の屋根、車庫、物置、公共施設等に大きな被害がありました。5月13日現在の被害状況を取りまとめましたので、報告をいたします。

行政報告資料の3ページをお開き願います。

人的被害につきましては、割れた窓ガラスによる軽傷者1名であります。

続きまして、一般家屋に関する被害であります。家屋等への直接被害17件、小屋・物置・倉庫等の損壊44件、車両・看板・電柱の被害2件、倒木等の被害4件で合計67件の被害となっております。

次に、町の施設等に関する被害であります。

住家関係、小計で674万7,464円であります。

次、4ページであります。

非住家関係、小計で660万1,736円あります。

次に、土木関係、小計で82万400円あります。

5ページであります。

衛生関係で、小計で250万7,847円。

次、6ページ、7ページであります。商工関係で65万8,800円。

次に、公立文教施設関係、小計で157万7,385円。

次に、社会教育施設関係、小計で556万9,152円。

次、8ページであります。

社会福祉施設関係で9,201円。

その他の関係であります。テレビ中継局関係で117万2,664円となっております。被害の総額が2,566万4,649円となっております。

9 ページであります。

町施設以外のその他施設等の被害であります。

農業関係につきましては、(1)の住宅等の一部損壊から(6)のトラクターの窓ガラス損壊、合わせまして合計で232件、2億6,955万円の被害となっております。

林業関係であります。(1)の町有林における倒木については、179か所で196.22ヘクタール、4万2,213立方メートル、23万5,463本。(2)の民有林における倒木については499か所で348.92ヘクタール、7万8,936立方メートルで、41万8,708本の被害となっております。合計が9億6,074万9,200円の被害であります。

港湾関係についてであります。(1)の倉庫等の一部損壊から(5)のその他附帯施設等の一部損壊まで、合わせまして28件で825万円の被害となっております。

町施設以外のその他施設等の被害額につきまして、被害額は12億3,854万9,200円となりまして、町施設分も含めると全体で12億6,421万3,849円の被害総額となります。

今回の被害では、特に豊似地区、野塚地区で多数の倒木が確認されており、町内全体では町有林、民有林を合わせると、推計で65万本を超える倒木件数となっております。これら大規模な倒木状況を踏まえ、4月22日に広尾町森林組合長とともに北海道庁を訪れ、復旧対応を要望し、5月2日に北海道森林整備課長が定める災害指定を受けたところであります。今後におきましては、森林災害復旧計画を策定し、補助事業による復旧対応を要請することといたしております。

なお、広尾町としても住宅等に被害を受け、その修復のための借り入れに対して利子補給の支援を行うこととしております。また、農業施設被害に対しましても、農協が貸し出す復旧資金に対しましても、利子補給の支援を行うこととしております。

このたびの暴風により被害に見舞われました町民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、対応にご協力いただきました関係機関の皆様には心よりお礼を申し上げます。これらの被害全体において速やかに復旧対応を図ってまいるところであります。

次に、野火火災の発生についてであります。

5月10日の午後2時30分ごろ、字上トヨイ南で野火が発生しましたので、報告をいたします。

被害の状況ですが、枯れ草、雑木等の1.5ヘクタールの焼損となりましたが、事故などがなく消火に至っております。本件は火災発生場所から大樹消防署が直近であったことから、最初の出動命令が大樹消防署及び豊似分団に出動命令があり、これにより距離が近い大樹消防署が早く現場に到着し消火されたところであります。広域消防化の長所が発揮されたところであります。出火原因につきましては、現在、調査中であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号～日程第5 承認第3号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、承認第2号並びに承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、一括して提案説明申し上げます。

議案書1ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成27年度広尾町一般会計補正予算（第11号）であります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてでありまして、別紙にお示しをしております。

専決処分の理由であります。簡易水道事業特別会計の財源調整に特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年3月15日であります。

次、3ページであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第11号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次、4ページをお願いいたします。

歳出の4款1項保健衛生費の追加及び12款予備費の整理であります。内容といたしましては、簡易水道事業特別会計の事務執行に当たりまして、消費税の中間納付が必要であったことから、専決処分により予算を措置したものであります。

次、5ページであります。

承認第3号であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてでありまして、別紙にお示しをしております。

専決処分の理由であります。消費税法の規定により消費税の中間納付が必要となり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年3月15日であります。

7ページをお願いいたします。

平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ39万円を追加し、6,590万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の2款1項一般会計繰入金の追加であります。

歳出の1款1項簡易水道費の追加であります。

内容であります。消費税法の規定により消費税の中間納付が必要となり、緊急を要するため専決処分により予算を措置したものであります。

以上、承認第2号と承認第3号の説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号と承認第3号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括で採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

◎日程第6 承認第4号

1、議長(堀田) 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長(村瀬) それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。
議案書は10ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成27年度広尾町一般会計補正予算(第12号)であります。

11ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算(第12号)についてであります。

専決処分の理由であります。国の地方創生加速化交付金事業の採択とならなかった「広尾町人財創造センター事業」及び「うみとやまのふれあい交流推進事業」の財源調整に特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年3月22日であります。

12ページであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算(第12号)であります。

第1条は、予算の総額からそれぞれ1,315万円を減額し、113億3,438万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の廃止を第2表でお示しをするものであります。

13ページをお願いいたします。

専決処分の理由で説明をさせていただきましたが、13款の国庫支出金、2項国庫補助金を減額したものであります。

14ページの歳出であります。2款総務費、1項総務管理費広尾町人財創造センター事業及びう

みとやまのふれあい交流推進事業に伴う予算を減額したものであります。

15ページであります。

第2表の繰越明許費補正の廃止であります。広尾町人財創造センター事業及びうみとやまのふれあい交流推進事業として繰越明許費を設定しておりましたが、廃止をするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第7 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第3号 専決処分の報告を行います。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 報告第3号 専決処分の報告であります。

議案書16ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成27年度広尾町一般会計補正予算（第13号）であります。

17ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立ての確定、長期債の借入申請手続について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年3月31日であります。

18ページであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第13号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ8,391万8,000円を追加し、114億1,830万3,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。19ページをお願いいたします。

お手元に専決処分に係る事項別明細書がありますので、ご用意願います。27年度の一般会計の事項別明細書（第13号）がお手元にあると思います。事項別明細書3ページをお開き願います。

それでは、議案書の19ページであります。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末までの国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15款財産収入、2項財産売払収入9万7,000円の減額であります。J-クレジット売り払い収入の確定により整理を行ったものであります。

16款第1項寄附金537万7,000円の追加であります。ふるさと納税寄附金の確定により、それぞれ整理を行ったものであります。

17款1項繰入金31万8,000円の減額であります。国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館管理運営基金及び教育振興基金からの繰入金でありまして、歳出費用額の確定によりまして繰入額の確定を行い、今回整理をしたものであります。

19款諸収入、5項雑入6,000円の追加であります。中川一郎記念館での記念誌販売収入の追加でありまして、基金整理にかかわるものを整理したものであります。

次のページであります。

20款1項町債710万円の減額であります。過疎対策事業債、公共施設解体撤去事業債の減額整理であります。資金の調達に当たり財務省資金の借入れを行わずに整理をするものであります。

次に、議案書の21ページの歳出の関係であります。お手元の事項別明細書は18ページになります。

2款総務費、1項総務管理費8,611万7,000円の追加であります。財務管理費につきましては、基金積立金、まちづくり基金、ふるさと納税268件のほかの追加であります。また、財産管理費につきましては、ふるさと納税事業の歳出の確定、旧職業訓練センター解体事業の確定に伴い、工事費及び過疎対策債の整理、広尾線転換促進関連事業費並びに中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴い整理を行ったものであります。

3款民生費、1項社会福祉費93万9,000円の追加であります。社会福祉振興資金寄附金の確定に伴い社会福祉振興基金へ積み立てをするものであります。

5款農林水産業費、1項農業費7万6,000円の減額であります。J-クレジット売り払い収入の確定に伴い農山漁村ふるさと事業基金の整理を行ったものであります。5款農林水産業費、2項林業費2万2,000円の減額であります。J-クレジット売り払い収入の確定に伴いJ-クレジット

ト売り払い手数料の整理を行ったものであります。

9款教育費、1項教育総務費265万2,000円の減額であります。教育振興費につきましては、教育振興資金寄附金の確定に伴い教育振興基金積立金の追加、財産管理費につきましては、旧陶芸棟解体撤去事業の確定に伴い、工事費及び過疎対策事業債の整理を行ったものであります。9款教育費、5項社会教育費であります。社会教育講座用備品の事業確定に伴い、教育振興基金の整理を行い、財源調整の変更で補正額はないところであります。

次の議案書22ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

歳入の町債で触れさせていただいた関係であります。

過疎対策事業債1件について整理をしたものであります。

町債の合計から710万円を減額し、13億5,729万5,000円とするものであります。

以上、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第3号 専決処分の報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第4号 専決処分の報告を行います。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてであります。

議案書23ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。議案書24ページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積み立てについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年3月31日であります。

25ページであります。

平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、歳出予算の補正で、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、26ページであります。

歳出であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費434万4,000円の減額であります。保険給付費の確定により整理を行ったものであります。

3 款1 項基金積立金434万4,000円の追加であります。歳出額の確定により介護給付費準備基金の積立額を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第4号 専決処分の報告を終わります。

◎日程第9 承認第5号～日程第11 承認第7号

1、議長（堀田） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 承認第5号から承認第7号までの専決処分を求めることについて、一括して提案説明を申し上げます。

議案書27ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

次のページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成28年4月18日に発生した暴風により被害を受けた町有施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年4月18日であります。

29ページであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,005万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億5,605万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書3ページからであります。

最初に、歳入の関係からであります。

17款2項特別会計繰入金の港湾管理特別会計繰入金72万1,000円の減額であります。港湾施設災害復旧費の補正の財源とするため、減額をするものであります。

事項別明細書4ページであります。

19款5項雑入1,077万4,000円の追加であります。広尾丸山テレビ中継放送所の事業者負担及び北海道市町村備荒資金組合から超過納付金の還付を受け、今回の補正の財源としたいとします。

議案書は、次、31ページの歳出であります。

恐れ入りますが、議案資料もご用意願えればと思います。議案資料は1ページ、事項別明細書は5ページになります。

まず、3款4項の災害救助費58万8,000円の計上であります。職員の災害出動に伴う人件費及び自衛隊災害活動に伴う賄材料費であります。

次に、事項別明細書は6ページであります。

4款1項保健衛生費293万8,000円の追加であります。国民健康保険病院事業会計の災害復旧費に伴う補助金であります。医師住宅の外壁、屋根の補修及び倒壊した車庫の解体撤去費用であります。

次に、10款の災害復旧費の関係です。

事項別明細書は7ページであります。

2項公共土木施設災害復旧費51万5,000円の計上であります。1目公共土木施設災害復旧費7万3,000円につきましては、車両センターの外壁の修繕費用であります。3目の公営住宅災害復旧費44万2,000円につきましては、公営住宅屋根等の修繕費用であります。

次、事項別明細書8ページであります。

3項1目衛生施設災害復旧費34万円の計上であります。ごみ収集ステーション5か所の修繕費用26万3,000円及び公園内1か所の倒木処分に係る経費で7万7,000円あります。

次に、事項別明細書の9ページであります。

4項1目労働施設災害復旧費3万1,000円の計上であります。勤労青少年ホーム窓ガラスの修繕費用であります。

事項別明細書10ページであります。

5項文教施設災害復旧費526万3,000円の計上であります。1目公立学校等施設災害復旧費につきましては、教員住宅の屋根破損に伴う災害復旧費と、あわせて豊似小学校敷地内の倒木処分に係る経費の計上が127万8,000円あります。2目社会教育施設災害復旧費につきましては、シーサイドパーク案内板の修繕費用でありまして8万7,000円あります。3目が保健体育施設災害復旧費につきましては、豊似町民プール及びキャンプ場窓ガラスの修繕費用、町内3か所のパークゴルフ場の倒木処分に係る経費の計上でありまして389万8,000円あります。

次に、事項別明細書の11ページであります。

6項1目その他公共施設災害復旧費37万8,000円の計上であります。丸山北4丁目交差点ミラーの修繕費用、広尾丸山テレビ中継局敷地内の倒木処分に係る経費、同じく広尾丸山テレビ中継局の

受信所・伝送線路の復旧工事費用の計上であります。

議案書32ページをお願いいたします。

承認第6号についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）であります。

議案書33ページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成28年4月18日に発生した暴風により被害を受けた町有施設の災害復旧について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年4月18日であります。

34ページであります。

広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条は歳出予算の補正で、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。

次のページであります。

議案資料につきましては2ページ、事項別明細書につきましては2ページ、3ページであります。

1款1項港湾管理費72万1,000円の減額であります。港湾施設災害復旧費の補正の財源とするため、減額をするものであります。

6款1項港湾施設災害復旧費72万1,000円の計上であります。旅客上屋、ソーラスゲート及び監視小屋の修繕費用であります。

議案書36ページであります。

承認第7号であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）であります。

次、議案書37ページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由であります。平成28年4月18日に発生した暴風により被害を受けた医師住宅及び車庫が損壊し早急な復旧が必要となり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成28年4月18日であります。

38ページであります。

平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）であります。

議案資料と事項別明細書もお願いいたします。

議案資料は2ページであります。事項別明細書は1ページ、2ページであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款第2項医業外収益に293万8,000円を追加するものであります。

支出であります。

第1款第4項特別損失として同じく293万8,000円を計上するものであります。

第3条につきましては、他会計からの補助金の補正でありまして、補正後の金額は3億8,089万円とするものであります。

内容であります。4月18日に発生した暴風により医師住宅及び車庫が損壊し復旧が必要となり、緊急を要するため専決処分により予算を措置したものであります。

以上で、承認第5号から承認第7号までの説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから承認第7号 専決処分の承認を求めることについての3件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第5号から承認第7号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件3件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件3件は討論を省略します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから承認第7号 専決処分の承認を求めることについての3件を一括採決します。

お諮りします。本件3件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件3件は、承認することに決しました。
休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第12 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第12、同意第1号 広尾町副町長の選任についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、同意第1号 副町長の選任について提案理由を申し上げます。

現在、副町長であります野田充利氏が5月19日をもって任期満了となります。野田氏には、平成20年5月から8年間にわたり副町長としてご尽力をいただいたところであり、この場をおかりして、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、後任の副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

記といたしまして、住所、広尾町丸山通南5丁目13番地、現税務課長の田中靖章氏であります。

田中氏は、昭和36年8月、広尾町の生まれでありまして、現在満54歳であります。昭和55年3月に広尾高等学校を卒業し、広尾町役場に奉職、平成28年4月から税務課長を務めているところであります。

ご承知のとおり、今日に至るまで田中氏には職務に精励をいただいているところであります。彼の職務・職歴と長きにわたる行政経験などから副町長として適任であると考え、ご提案を申し上げます。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) 投票順序を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、6番、山谷照夫議員、7番、星加廣保議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田英勝議員、10番、小田^{おだ}雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員、以上です。

(投票)

1、議長(堀田) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

志村國昭議員、旗手恵子議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成12票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副町長に選任された田中靖章君から発言の申し出がありますので、これを許します。
田中靖章君。

1、税務課長(田中) 貴重なお時間をいただきまして、このような場を設けていただき、感謝申し上げます。

ただいま議員の皆様方の格別のご高配により、副町長の同意を賜り、まことにありがとうございます。

私自身、余りの大役に身の引き締まる思いと責任の重大さを感じているところでございます。もとより浅学非才、微力ではありますが、生まれ育った広尾町のため、町長が進める施策の実現のため、与えられた職に一生懸命努力してまいりたいと思っています。

議員の皆様におかれましては、今後とも今まで以上にご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

◎日程第13 同意第2号

1、議長(堀田) 日程第13、同意第2号 広尾町監査委員の選任についてを議題とします。

志村國昭議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(5番、志村國昭議員 退席)

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長(村瀬) 同意第2号 広尾町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員でありました浜頭勝氏が本年4月29日をもって任期満了となりました。

浜頭氏には、平成24年5月から4年間にわたり監査委員としてご指導をいただきました。この場をおかりして、厚くお礼を申し上げるところであります。

つきましては、後任の監査委員として志村國昭氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

記といたしまして、住所、広尾町丸山通南4丁目34番地の3、志村國昭氏であります。

志村氏につきましては、広尾町議会議員を1期務められ、地方公共団体の財務、事業管理などに見識を有しておりまして、監査委員に適任でありますので、ご提案を申し上げます。

ご同意方よろしく願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

本案は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、前崎茂議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) 投票順序を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、6番、山谷照夫議員、7番、星加廣保議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田^{こだ}英勝議員、10番、小田^{おだ}雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員、以上です。

(投票)

1、議長(堀田) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

前崎茂議員、小田^{おだ}雅二議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数11票。そのうち賛成7票、白票4票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第14 議案第47号～日程第16 議案第49号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第47号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第16、議案第49号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第47号から議案第49号まで一括して提案理由を申し上げます。

それぞれの補正内容であります。4月18日発生の暴風災害による災害復旧費用を追加したいとするものであります。

まず最初に、議案第47号であります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,509万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億7,115万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次、42ページであります。

事項別明細書もあわせてお手元に用意お願いいたします。平成28年度広尾町一般会計補正予算（第2号）の事項別明細書3ページになります。

歳入であります。

19款5項雑入1,509万8,000円の追加であります。広尾丸山テレビ中継放送所の事業者負担分及び北海道市町村備荒資金組合から超過納付金の還付を受け、今回の補正の財源としたいとするものであります。

議案書の43ページ、事項別明細書は4ページであります。

4款1項保健衛生費647万6,000円の追加であります。国民健康保険病院事業会計の災害復旧費に伴う補助金であります。医師住宅車庫の新築建てかえ費用であります。

7款4項都市計画費107万円の追加であります。

事項別明細書5ページになります。

下水道事業特別会計の災害復旧費に伴う繰出金であります。下水終末処理場の施設復旧工事費用であります。

10款災害復旧費の関係であります。

お手元の議案資料3ページもあわせてお願いいたします。事項別明細書は6ページになります。

2項の公共土木施設災害復旧費184万5,000円の追加であります。1目におきまして、公共土木施設災害復旧費につきましては車両センター車庫屋根の修繕費用でありまして、5万4,000円の追加であります。3目公営住宅災害復旧費につきましては、公営住宅屋根等の補修費用179万1,000円の追加であります。

3項1目衛生施設災害復旧費76万3,000円の追加であります。事項別明細書7ページであります。茂寄墓地植樹柵の修繕費用及び公園並びに葬斎場の倒木処分に係る経費の追加であります。

4項の商工観光労働施設災害復旧費147万8,000円の追加であります。事項別明細書8ページであります。1目の労働施設災害復旧費につきましては、勤労青少年ホーム屋根の補修費用でありまして81万9,000円の追加であります。2目観光施設災害復旧費につきましては、大丸山森林公園の法面復旧費用の計上でありまして65万9,000円であります。

5項の文教施設災害復旧費260万3,000円の追加であります。事項別明細書9ページになります。1目につきまして、公立学校等施設災害復旧費につきましては、広尾小学校ほか敷地内の倒木処分に係る経費の計上、教員住宅の屋根破損に伴う災害工事費用の計上でありまして187万8,000円であります。2目社会教育施設災害復旧費につきましては、シーサイドパーク敷地内の倒木処分に係る経費の計上で28万7,000円であります。3目保健体育施設災害復旧費につきましては、スキー場監視テント及びキャンプ場管理棟の修繕費用、キャンプ場内の倒木処分に係る経費でありまして43万8,000円あります。

6項1目その他公共施設災害復旧費86万3,000円の追加であります。事項別明細書10ページであります。広尾丸山テレビ中継局の受信給電線の補修工事費用の計上であります。

議案書44ページをお願いいたします。

議案第48号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ107万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,117万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

議案書45ページであります。

事項別明細書3ページをあわせてごらんいただきます。

歳入であります。

4款1項一般会計繰入金107万円の追加であります。今回の災害復旧事業費の補正財源として一般会計より繰り入れするものであります。

議案書46ページであります。

お手元の議案資料並びに事項別明細書もあわせてお願いをいたします。議案資料は4ページであ

りまして、事項別明細書も4ページであります。

5款1項下水道施設災害復旧費107万円の計上であります。下水終末処理場の屋上換気扇、車庫、ストックヤード復旧工事費用であります。

議案書47ページをお願いいたします。

議案第49号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

お手元の議案資料、また事項別明細書もあわせてお願いをいたします。議案資料4ページ、事項別明細書1ページ、2ページであります。

第2条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしてあります。

収入であります。

第1款第1項負担金に647万6,000円を追加するものとしてあります。

支出であります。

第1款第2項建設改良費に647万6,000円を追加するものです。

補正内容であります。医師住宅用車庫が倒壊したことに伴う新築建てかえ費用の計上であります。

第3条につきまして、他会計からの補助金の変更であります。

以上、議案第47号から議案第49号までの補正予算について提案理由の説明を終わります。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。議案第47号から議案第49号までの3件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） この事項別明細書にあります7ページから9ページまでなのですが、それぞれ倒木等の処理委託料が計上されております。こういった中で、風倒木ということですから、立木と同等な販売単価にはなりませんけれども、いわゆる根からそのまま倒木した部分については、一定の財産収入に換価できるのかなと思うのですが、この予算を見ますと財産売り払い収入が計上されていないのですけれども、その内容についてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） それぞれ倒木処理の委託ということで、これから行うところがございますが、収入としまして、これらの処理にかかった部分で木材の財産につきましては、今後、見積もり等もいただきながら必要なときに計上させていただきたいと、確定した段階で計上させていただき

たいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） よろしいですか。

ほかに。

5番、志村議員。

1、5番（志村） ちょっと確認なのですけれども、医師住宅の車庫が倒壊したということなので、すけれども、これ647万6,000円という、何棟かということでお願ひします。

1、議長（堀田） 今井病院事務長。

1、国保病院事務長（今井） 今回、倒壊しました医師住宅車庫につきましては、間口6メートル10、奥行き6メートル10の車が2台入る車庫が2棟倒壊してございます。

1、議長（堀田） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第47号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第49号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括して討論、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第49号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は討論を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第47号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第49号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

◎退任の挨拶

1、議長（堀田） ここで、5月19日をもって退任されます野田副町長から退任の挨拶の申し出がありますので、これを許します。

野田副町長。

1、副町長（野田） 退任の挨拶をさせていただきます。

私は、昭和44年4月、広尾町職員として採用になり、今日まで47年間、そして平成20年5月から村瀬町政誕生と同時に副町長として2期8年間、非常に重い職責につかせていただきました。

この間、議員各位には大変お世話になり、この議場で議会があるたびに緊張感でいっぱいになっておりました。時には厳しいご意見をいただきました。頭を下げることもたびたびありました。これもしっかりやれという励ましと思い、日々勉強の毎日でした。特に、旗手議員には保健福祉課長時代から福祉全般にわたりご指導いただき、ありがとうございます。おかげをもちまして、任期満了を迎え退任することになりました。議員各位関係者の皆様方のご支援とご理解に改めて感謝を申し上げます。

今後におきましては、本町行政のさらなる推進と町民の幸せにつながるまちづくりにそれぞれのお立場でご活躍をご期待申し上げ、このような機会をいただいた議長はじめ各議員にお礼を申し上げます。退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて平成28年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時36分